

第 80 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会 (資 料)

【議題（2）関係】

令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（報告） 1

【議題（3）関係】

情報公開・個人情報保護審査会審査要領の改正について 6

令和5年7月6日

加古川市総務部総務課

令和4年度 情報公開制度の運用状況

令和4年度における加古川市情報公開条例に基づく、市の機関への公文書の開示請求の状況は以下のとおりです。

公文書の開示（市の機関（実施機関）に公文書の開示を請求する制度）

(1) 開示請求件数及び処理状況

公文書の開示の請求は178件で、前年度に比べて44件（32.8%）の増加となりました。

(単位：件数)

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取下げ	
178	29	127	13	9	0

【参 考】過去5年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
29	131	26	75	29	1	2
30	50	9	35	5	1	0
1	96	23	60	9	4	0
2	132	29	93	6	4	0
3	134	28	94	7	5	0

(2) 請求権者別請求状況

請 求 権 者 別 区 分	件数 (R3)	件数 (R4)
市内に住所を有する者	127	153
市内の事務所又は事業所に勤務する者	1	10
市内の学校に在学する者	0	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0	5
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	6	10
合 計	134	178

※ 公文書の開示請求ができる方は、情報公開条例第4条に規定されています。

(3) 実施機関別請求状況

実施機関	件数 (R3)	件数 (R4)	内 訳 (R4)
市長	9 4	1 3 6	秘書室 1 件、防災部 3 件、企画部 4 件、総務部 9 件、市民協働部 50 件、産業経済部 9 件、環境部 10 件、福祉部 9 件、健康医療部 3 件、こども部 3 件、建設部 6 件、都市計画部 29 件
教育委員会	2 6	2 0	教育総務部 7 件、教育指導部 13 件
選挙管理委員会	0	2	
公平委員会	0	0	
監査委員	9	5	
農業委員会	1	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	
上下水道事業管理者	3	1 1	
消防長	1	1	
議会	0	0	
合 計	1 3 4	1 7 9	

※ 公文書の開示の請求は各実施機関に対して行われ、各実施機関が開示等の決定を行います。

※ 1 申請で 2 担当部が 1 件あった（福祉部と健康医療部）ため、合計が(1)の総数と一致しません。

(4) 主な請求内容

	請求内容	件数 (R3)	件数 (R4)	内 訳
1	町内会関係	7 7	6 4	防災対策課 2 件、広報・行政経営課 2 件、財政課 1 件、総務課 1 件、管財課 1 件、人権文化センター 6 件、市民活動推進課 22 件、生活安全課 1 件、加古川市民センター 2 件、平岡市民センター 2 件、産業振興課 2 件、環境保全課 1 件、環境第 1 課 4 件、高齢者・地域福祉課 5 件、公園緑地課 1 件、教育総務課 4 件、学務課 1 件、社会教育課 1 件、学校教育課 3 件、監査事務局 2 件
2	開発事業関係	2 2	3 3	総務課 1 件、管財課 1 件、農林水産課 1 件、まちづくり指導課 25 件、建築指導課 1 件、学校施設課 1 件、農業委員会 1 件、お客さまサービス課 1 件、警防課 1 件

(5) 不開示情報の適用状況

区 分	件数 (R3)	件数 (R4)
個人情報	6 9	8 5
法人情報	6 1	7 5
法令秘情報	1	0
犯罪捜査等情報	1	3
意思形成過程情報	6	1 0

区 分	件数 (R3)	件数 (R4)
任意提供情報	2	0
事務事業執行情報	5	7
文書不存在	1 5	3 1
存否不回答	0	0

※ 複数の不開示理由が該当する公文書があるため、請求件数（部分開示、不開示）と一致しません。

令和4年度 個人情報保護制度の運用状況

令和4年度における加古川市個人情報保護条例に基づく、市内部における個人情報の目的外の利用、市外部への個人情報の提供及び市の機関への自己の個人情報の開示請求の状況は以下のとおりです。

1. 個人情報の目的以外の利用状況について（市内部での利用）

提供機関	利用機関	件数 (R3)	件数 (R4)
市長	市長	1 5 8	1 2 2
	教育委員会	2	7
	選挙管理委員会	1	2
	農業委員会	2	2
	上下水道事業管理者	6	5
	消防長	9	1 3
教育委員会	市長	6	2
	教育委員会	5	4

提供機関	利用機関	件数 (R3)	件数 (R4)
選挙管理委員会	市長	1	3
農業委員会	市長	4	4
	教育委員会	1	1
	上下水道事業管理者	1	1
上下水道事業管理者	市長	8	1 0
	上下水道事業管理者	0	1
消防長	市長	5	3
議会	市長	0	1
公平委員会	市長	0	1
合 計		2 0 9	1 8 2

※ 実施機関は、個人情報保護条例第7条第1項の規定により、同項各号に該当する場合に個人情報を収集した目的以外に利用することができます。

《利用例》 表彰等の選考のため、必要な範囲で、収集の目的以外に利用する場合
 市民へのアンケートのため、無作為に一定の条件の市民の住所、氏名を利用する場合
 給付金の支給のため、他の手当等の受給状況等を利用する場合

※ 住民情報オンラインシステムによる利用件数は含んでいません。

※ 利用機関が同一目的で個人情報の提供を受ける場合は、複数回行っても1件として計上しています。また、本人の同意がある場合は、計上していません。

2. 個人情報の外部提供の状況（市外部への提供）

個人情報の外部提供は1,351件で、前年度に比べて40件（2.8%）の減少となりました。

実施機関	件数 (R3)	件数 (R4)	内 訳
市長	1,317	1,295	秘書室7件、企画部1件、総務部12件、税務部68件、市民協働部1,047件、産業経済部2件、環境部8件、福祉部89件、健康医療部50件、こども部6件、建設部1件、都市計画部4件
教育委員会	1	11	教育総務部5件、教育指導部6件
選挙管理委員会	2	0	
農業委員会	2	2	
上下水道事業管理者	45	30	
消防長	24	13	
合 計	1,391	1,351	

※ 実施機関は、個人情報保護条例第8条第1項の規定により、同項各号に該当する場合に個人情報を他の行政機関等の市外部に提供することができます。

※ 同一目的で同じ相手に提供した場合は1件として計上しており、本人に提供、又は本人の同意がある場合は、計上していません。

3. 保有個人情報の開示（市の機関に自己の個人情報の開示を請求する制度）

(1) 開示請求件数及び処理状況

個人情報の外部提供は74件で、前年度に比べて16件（27.6％）の増加となりました。

（単位：件数）

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取 下 げ	
74	35	39	0	0	0

【参 考】過去5年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
29	43	24	18	1	0	0
30	51	19	31	1	0	0
1	54	21	29	4	0	0
2	69	30	34	3	2	1
3	58	19	38	1	0	0

(2) 実施機関別開示請求状況

実施機関	件数(R3)	件数(R4)	内 訳
市長	53	64	総務部3件、市民協働部25件、産業経済部1件、福祉部30件、健康医療部3件、こども部2件
教育委員会	1	6	教育総務部1件、教育指導部5件
選挙管理委員会	0	0	
公平委員会	0	0	
監査委員	0	0	
農業委員会	0	2	
固定資産評価審査委員会	0	0	
上下水道事業管理者	1	0	
消防長	3	3	
議会	0	0	
合 計	58	75	

※ 保有個人情報の開示の請求は各実施機関に対して行われ、各実施機関が開示等の決定を行います。

※ 1申請で2担当部が1件あった（福祉部とこども部）ため、合計が(1)の総数と一致しません。

(3) 主な請求内容

	請求内容	件数(R3)	件数(R4)	所 管 課
1	住民票等交付申請書	3 3	2 2	市民課（市民協働部） 2 2 件
2	介護保険認定関係書	8	2 1	介護保険課（福祉部） 2 1 件

(4) 不開示情報の適用状況

区 分	件数(R3)	件数(R4)	区 分	件数(R3)	件数(R4)
生命	0	0	意思形成過程情報	0	1
第三者個人情報	3 4	3 4	任意提供情報	2	4
法人情報	3 1	2 0	事務事業執行情報	4	1 2
法令秘情報	0	0	文書不存在	0	3
犯罪捜査等情報	0	0	存否不回答	0	0

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

4. 保有個人情報の訂正請求の状況

令和3年度、4年度において、請求はありません。

5. 保有個人情報の利用停止請求の状況

令和3年度、4年度において、請求はありません。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領（案）

平成15年10 月14日

審 査 会 決 定

（趣旨）

第1条 この要領は、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年加古川市規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行う審査請求に係る審査（以下「審査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語は、この要領に特段の定めのない限り、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年加古川市条例第4号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（審査の原則）

第3条 審査会は、審査を行う場合は、原則として、条例第6条第1項前段の規定に基づき提示された公文書又は保有個人情報を参照して行うものとする。

（弁明書）

第4条 情報公開条例第16条第1項又は個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを添えてしなければならない。

（意見書）

第5条 審査会は、審査請求人及び参加人に対し、期限を示して、前条の弁明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

2 前項の意見書が提出された場合は、審査会は、速やかに諮問実施機関（諮問実施機関が諮問に係る処分又は不作為に係る実施機関でない場合、当該処分又は不作為に係る実施機関。以下同じ。）に対し、その写しを送付する。

（意見陳述の聴取）

第6条 審査会は、条例第6条第4項の規定に基づき適当と認める者に陳述させるほか、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てを受けた場合には、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に、条例第7条第1項本文の規定に基づき、その機会を設けるものとする。

2 前項の規定による口頭意見陳述は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関を招集して行うものとする。

（口頭意見陳述の手続）

第7条 審査会は、申立人があらかじめ口頭意見陳述に際して特定の補佐人の付添いを申請した場合には、条例第7条第2項の規定に基づき、その補佐人の付添いを許可することができる。

2 前項の規定により許可を受けた補佐人及び代理人は、申立人による口頭意見陳述に際して意見を述べることができる。

3 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が当該審査請求に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、当該審査請求に係る事項に関し、諮問実施機関に対して、質問を発することができる。

(補充書面)

第8条 審査会は、審査請求の審査における争点を確定するため必要と認めるときは、諮問実施機関に対して釈明を求め、その際、期限を定めて、補充説明書の提出を求めることができる。

2 前項の補充説明書が提出されたときは、審査会は、直ちに審査請求人及び参加人に対し、その写しを送付する。

3 審査会は、第1項の補充説明書の提出があった場合その他必要と認める場合には、審査請求人及び参加人に対し、期限を示して、補充意見書の提出を求めることができる。

4 第5条第2項の規定は、前項の補充意見書が提出された場合について準用する。

(争点についての判断)

第9条 審査会は、答申においては、当該審査請求の審査上有意義と認められる争点について判断するものとする。

(公文書等の保全)

第10条 審査会は、諮問実施機関が審査請求の審査に重要な意義を持つ公文書その他の資料(以下この条において「公文書等」という。)を保有している場合には、当該諮問実施機関に対し、その公文書等を当該審査請求の審査が終了するまで保全するよう求めることができる。

(議事録)

第11条 審査会の議事録は、議事の日程、項目その他議事の概要を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、審査会の審査に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 平成17年6月27日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 平成28年7月29日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 令和 年 月 日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会審査要領 新旧対照表

新	旧	備考欄
第1条から第3条 (略) (弁明書) 第4条 情報公開条例第16条第1項又は<u>個人情報保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項</u>の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを添えてしなければならない。 第5条から第12条 (略) 附 則 この要領は、決定の日から施行する。 附 則（一部改正 平成17年6月27日審査会決定） この要領は、決定の日から施行する。 附 則（一部改正 平成28年7月29日審査会決定） この要領は、決定の日から施行する。 <u>附 則（一部改正 令和 年 月 日審査会決定）</u> <u>この要領は、決定の日から施行する。</u>	第1条から第3条 (略) (弁明書) 第4条 情報公開条例第16条第1項又は<u>個人情報保護条例第41条第1項</u>の規定による諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に定める弁明書の写しを添えてしなければならない。 第5条から第12条 (略) 附 則 この要領は、決定の日から施行する。 附 則（一部改正 平成17年6月27日審査会決定） この要領は、決定の日から施行する。 附 則（一部改正 平成28年7月29日審査会決定） この要領は、決定の日から施行する。	(略) (変更) (削除) (略) (追加)

○個人情報保護に関する法律

(平成十五年五月三十日)

(法律第五十七号)

(審査会への諮問)

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。

この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する

裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

(令三法三七・追加・一部改正)

(審査請求があった場合の手続)

第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に速やかに諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに裁決を行わなければならない。